

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本邦雄
編集 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会広報部会
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局 TEL&FAX 045-751-1010

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会が七月七日(日)かながわ県民センターで開催された。

梅雨明けの厳しい暑さの中、九十一名(内、委任状九名)の代議員の出席のもとに慎重審議され、全て提案通り可決された。総会後、全施連顧問である埼玉大学准教授宗澤忠雄氏の「生きづらさに声をあげよう！虐待防止法が目指すもの」というテーマで講演があり、参加者一同最後まで熱心にメモを取っていた。

定期総会 (13:00~13:50)

大矢常任理事(野百合園)の進行の下、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会第45回総会が開催された。

岩本会長挨拶

これまで諸先輩方のご努力と加盟保護者会の積極的な活動に支えられ本日第45回定期総会を迎える事が出来ました。心から感謝申し上げます。障害者を取り巻く環境から言えば、6月の国会で障害者差別解消法が成立し、一歩前進と前向きに捉えるのかなと思います。一方で厚労省からは障害支援区分の見直しについて意見を求められています。全施連は、基本的に反対の主張をしております。今年秋が山場と考えられ具体的な提案を示さなければならぬ状況です。本日は、平成24年度の活動の報告、平成25年度の計画について十分議論して頂きたいと思っております。

議事

金子副会長(恵和)が議長に選任され、次いで杉山総務から代議員の定数107名に対し、出席81名、委任状9名、合計90名、並びに全役員の出席を得たので、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会第19条の定めにより、本総会が成立しているとの報告の後、議事に入ります。

議案1. 平成24年度活動報告
嶋田副会長(すぎな会)

議案2. 平成24年度会計報告
上村会計(永耕園)

議案3. 平成24年度監査報告
水谷監査(やまぼと学園)

議案4. 平成25年度活動計画(案)
嶋田副会長(すぎな会)

◆「本年度の重点活動」
◆保護者等における共通課題への取り組み支援
◆高齢化への対応、地域生活移行への対応
◆各保護者会等の活動の一層の活性化に寄与する情報提供

・3部会活動による適切な情報提供、他団体との連携による情報提供
・他の障害団体との連携
・全施連との連携、県内諸団体との連携
・各市町村との関係強化
・その他課題への取り組み
・運営体制強化、組織拡大、取り組み課題、総務部会の新設

議案5. 平成25年度予算(案)
願化会計(川崎授産学園)
今年度の予算説明後、会長より、全施連全国大会特別会計繰入は、これまで全施連全国大会の参加はソート販売還付金により役員中心で出席してきたが、出席メンバーを拡大するため本会計からの繰入も行うこととした。

特別基金会計振替は、全施連で会費の改定を検討してきたが各県の色々な現実があり改定には至らなかった。近々行われる全施連会費改定のみならず、様々な財政的負担に備えるためという補正説明があった。なお、議長から総務部会の新設について「専門部会設置細則」の変更内容の補正説明があった。
議案6. 平成25年役員紹介
杉山総務(津久井やまゆり園) 新役員として、内田会計(秦野精華園学園)、富居常任理事(愛名やまゆり園)、石塚理事(柿生学園)、諸星理事(愛名やまゆり園・勝俣氏が代理出席)の自己紹介があった。

以上、議案の採択は議案ごとに行われ、全て満場一致で了承された。

障害のある人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-314-7716 FAX 045-324-0426

講演会 生きづらさに声をあげよう ～虐待防止法の目指すもの～

講師紹介

宗澤忠雄氏
全施連顧問
埼玉大学准教授



7月7日午後、神奈川県施保連の定期総会後に講演会が開催されました。

講師は埼玉大学准教授で全施連顧問でもある宗澤忠雄氏で、演題は「生きづらさに声をあげよう」というものでした。以下、講演の概要をご紹介します。

【講演の概要】

★日本は人権擁護について先進国といえるのか？

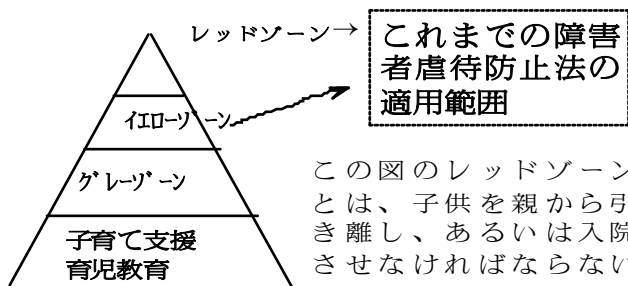
日本の場合、「虐待防止法」という言葉がつく法律は、最も古い歴史がある「児童虐待防止法」をはじめとして、その後、配偶者に対する虐待を防止するためのいわゆる「DV防止法」や「高齢者虐待防止法」ができ、さらに昨年「障害者虐待防止法」ができた。

虐待防止に関する法律がこれだけあるのは、先進国の中では日本だけが、研究者によっては、そのことをもって我が国は人権擁護が進んでいると主張する人もいます。

しかし、人権が侵害されている深刻な実態があるがゆえに、これだけの法律を作らなければならなかったという点から見ると、私はたくさんの法律があるから人権擁護が進んでいる、と簡単に言うことはできないと考えている。

★虐待のレベルとその対応はどうあるべきか

虐待のレベルをピラミッド形式で示すと、下図のようになる。



この図のレッドゾーンとは、子供を親から引き離し、あるいは入院させなければならないもの。

つまり今直ちに保護しなければ、子供の命や健康を守ることができないぐらいの重症な虐待である。

それに次ぐ虐待がイエローゾーンで、これは今直ちに介入・保護が必要というところまではいっていないが、そのまま放置すれば速やかにレッドゾーンに移行しかねないというもので、レッドゾーンにつぐ重症度の虐待である。

その下に虐待と言えるかどうかかわからないが、そのまま放置すると数カ月後、あるいは数年後に間違いなくイエローゾーンやレッドゾーンに上がってくる恐れが多分にあると認められる、グレーゾーンという虐待がある。障害者虐待防止法という取り組みの中で対応している部分は、レッドゾーンとイエローゾーンだけであり、グレーゾーン以下は一般の子育て支援施策で対応しなさいということになっている。

今、グレーゾーンで起きている不適切なケアの代表格として、「悪意なきネグレクト」というものがあるので、2つのケースを紹介してみたい。

ケース1

2,3歳の子供が風邪で熱を出した時に、親が「何か食べたい？」と子供に聞く。子供は熱を出してぐったりして食欲がないので、「何も食べたくない」という。常識的には、子供のことを考えて、おかゆや重湯を作ったり、暑い時であればアイスクリームを買ってきたりして、少しでも体力の消耗を防ぐために、なんとか食べさせようと努力すると思う。しかし、このケースの場合は、子供が食べたくないといったので、「あ、そう」といってほったらかしにする。

そのまま二三日過ぎたら、子供の状態は重症化して救急車で運ばれるという事態になる。このようなケースは決して珍しいことではなく、広範囲に見られることである。

ケース2

子供は元気なので「明日の朝何を食べたい？」と聞くと、子供は「シュークリームやケーキ、あるいはポテトチップスを食べたい」という。そうするとそれが家にはない場合は、コンビニなどで買ってきて、実際に翌朝の朝食でそれを食べさせる。

これはケース1と同様に、子供には健康を維持するための食生活について、大人のような判断能力がないにもかかわらず、子供の意見を尊重するという一方で、言うなりに対応していることになる。決して悪意はないのだが、結果として子供は著しい健康被害にあうことになる。

グレーゾーンにおける「悪意なきネグレクト」の現象に対して、保育士や学校の先生などがおかしいといっても、厚労省は「それは一般の子育て支援策の中の問題、言い換えれば、家庭の中での子育てのあり方の問題である」としていて、グレーゾーン以下で生じている問題については全く放置されている。

これを氷山に例えてみると、イエローゾーンから上だけが水面上に出ていて、水面下には巨大なグレーゾーンがあるといえる。そして数カ月後・数年後に、このグレーゾーンからイエローゾーン・レッドゾーンに不適切な養護の問題が上がってくることになる。とすれば、水面上に出ている部分つまり虐待そのものをなくそうとするのなら、水面下にある

不適切な養護の部分小さくする以外にないといえる。ところが「障害者虐待防止法」は、水面上の部分だけに対応していて、水面下にあるものに対しては有効な対応を全くしていない。

★児童虐待の件数はこの20年間に56倍になっている

児童相談所が必死で、氷山の水面上の部分だけを、いわゆるモグラたたきしていても、下からどんどん上がってくる虐待のケースに追われているだけという現実がずうっと続いている。

この現実を数字で示すと、平成2年の段階で児童相談所が虐待のケースとして対応した件数は1,101件だった。ところが20年経った平成22年の件数は56,000件を超えていて、実に56倍に増えている。

つまり、児童虐待防止法ができましたというので、発生した虐待には対応しているが、虐待の発生そのものについては全く防止できていないという点からすると、虐待防止法ではなく虐待対応法にしか過ぎないといえる。

★子供が20歳になると親は子に対する権限がなくなる(親権者ではなくなる)

民法上、子供が20歳になった時点で、親は親族としての扶養義務は残るが、子供に対する権限は全くなくなる。言い換えれば、親子としての情は別として、子供が20歳になるまでの親子関係はひとまず終止符を打って、親という立場は卒業することになる。

しかしながら、我が国では障害のある人が20歳になったからといって、親から自立することができるだけの、十分な社会資源・サービスが用意されてこなかった。そのため障害のある子供が20歳を過ぎても、なお親が扶養義務を含めて子供の面倒を見なければならなくなっている。このようなことは先進国にはなく日本だけに残されている貧しい現実である。

このような現実の中で、「共依存」という現象が生じることもある。これは何でもかんでも子供の先回りをする子育てをしていると、子供は親が何でもしてくれと、親に依存するようになる。そして、親の方は子供を支配するようになる。このように障害のある子供支援に心を砕き努力していると、気がついた時には、両者の関係において煮詰まった過干渉・共依存の現象が出てきてしまい、なかなか第三者の社会的支援が入れない。その結果、親子で頑張るしかないわけだから、二者に閉じられたなかで、孤立した戦いを強いられることになる。

言い換えると、障害のある子どもたちは、親の手を振りきって出て行く力が弱い人達で、国の福祉施策の貧しさから、自立していくための社会資源やサービスが十分に用意されていないので、親はいつまでも子供のことを心配し続けなければならないことを余儀なくされてきた。つまり「共依存」が作られやすい事態を、社会的に作ってきたということになる。

さいたま市では、知的障害のある子供さんたちの成人式は、親の卒業式をセットで賑々しくやることによって、閉塞した二者関係が煮詰まっていけないように、地域の取組としてやっている。

★知的障害のある人の年齢が40歳を境に虐待者は変わってくる

私の調査した結果では、本人の年齢が16歳から40歳までの場合の虐待者は、40歳代から60歳

代の母親が多い。しかし、本人の年齢が40歳を超えると、虐待者は30歳代から40歳代の兄弟(男性)が中心になってくる。

これは本人年齢が40歳までは、日常の子育ては母親が行っており、障害者の面倒も見ているが、40歳を過ぎると親は加齢によって、親の役割からリタイアしていき息子の代になる。これは高齢者虐待と同じである。

我が国の親権には、民法上体罰を含む懲戒権の行使が認められているが、子供を躾けることに体罰を認めている国は日本しかない。そのため本人が40歳くらいになるまで親子関係が継続していると、親はあたかも親権が継続しているような錯覚をし、それが虐待につながっていく。

日本の子育てや学校教育に暴力が入り込んだのは大正時代以降であり、明治時代以前の子育ては穏やかで、暴力が全く使われていなかったことは、当時の外国人宣教師が本国に送った報告書等によっても明らかである。

これは日清・日露戦争が起こり、大正時代以降に軍事教練的(暴力体罰的)なものが教育的なイメージの中に広まった結果、子育てや学校教育を変質させたと考えられる。

★知的障害のある人の兄弟・姉妹の生きづらさとは？

さいたま市では、いち早く「障害のある人の虐待対応」というものに取り組み始めた。その中の特別なミッションとして、障害のある人がいる兄妹・姉妹にヒアリングをし、障害のある人がいる兄妹・姉妹が、大人になるまでの間にどんなつらい目に会ってきたかという話を聞いた。

まず、障害のある人がいる家族のあり方について、3つのパターンを説明してみたい。

パターン1

両親が仲良くしていて、障害のある子にもない子にも同じように向き合っている。また、子どもたちも共に励まし合っている。これが理想形といえる。

パターン2

父親は忙しく平日は家にはいない。母親は一人で子育てを頑張っているが、不安に思ったり、手伝って貰いたい時があると、兄弟に相談したり手伝ってもらったりすることがある。兄弟がしっかりしていれば、障害のある子を育てるパートナーとしての役割を背負ってもらおうと考える。

しかし、こうした兄弟の9割は、障害のある子の兄弟だということではじめにあっており、その上家に帰ったら父親の代わりにさせられる。

パターン3

父親が単身赴任で、母親が用事のあるときは、兄弟に障害のある子の面倒を見させるため、この兄弟は子どもとしての地位を失い、子育てのパートナーとして位置づけられてしまっている。

このような兄弟の8割は、なんとなく、あるいははっきりと、「親がいなくなった時には障害のある子の面倒を見てね」と言われたりしている。そして将来実家から出で行く方法を考える。

例えば、大学進学時にわざわざ実家から通学できない大学を選択して家から出て行き、そのままその地で就職し結婚する。

姉妹の場合はできるだけ遠方の男性と結婚して家から出る。

このように親だけでなく親族扶養の枠組みによって、障害のある人の面倒を見させようとする我が国の貧しい福祉施策が、兄弟・姉妹にしわ寄せを強いてきたことに、私たちはあまり目を向けて来なかったと思う。

★非正規雇用の増大が兄弟による「経済的虐待」を招く

総務省統計局の西氏によると、30代・40代の人半数以上が非正規雇用(派遣労働・パート雇用・年度更新有期雇用)であり、しかも40歳を過ぎるとほとんど働き口がなくなる。このように障害のある人の兄弟が非正規雇用になると、自分自身が結婚して子育てをするための十分な収入が得られなくなるため、親と同居する未婚者が激増している。

そのような中で親が亡くなり、自分が障害のある兄弟の面倒を見なければならなくなったとき、生活費として障害基礎年金に手を付けるしか道はない。面倒を見ていた兄弟にしてみれば、「自分は子供の時から兄弟が障害者であることで割を食ってきた。しかも現在面倒を見てるのは自分だから、障害基礎年金を使って何が悪い」ということになるだろう。しかし、本人の了解を得ていなければこれは「経済的虐待」であるし、そのような成り行きで行われている「経済的虐待」が殆どである。

★入所施設を必要とする知的障害者はいる

入所施設での支援について考えてみると、これまでまともな時代はなかったといえる。知的障害者施設は肢体不自由者施設のように、廊下をバリアフリーにするとか広くするというのは難しかった。知的障害と肢体不自由とを併せ持った人はたくさんいるのに、知的障害者施設の支援条件は極めて貧しい。

日本では、未だに施設解体などと言っている人がいるが、ヨーロッパやアメリカで解体の対象になった施設は、小さくて500人規模、大きいものは1,000人規模のものである。500人以上の施設といったら、当然だれでも小分けにするべきだと考えるのではないか。

さいたま市では国の方針とは別に、新しく知的障害者の入所施設を作った。なぜ作ったかというと、障害の程度が重く、医療ケアを含めて密度の高い支援に心を砕かなければならない知的障害者の場合、ケアプランを立てたら、入所施設で支援するしか手立てはない。にもかかわらず国が新たな施設は作らない、としているのはおかしい。

★職場の虐待解決には「認証ADR」(裁判外紛争解決手続)の活用を

職場で虐待が起こった場合、殆どは泣き寝入りになっていると思われるが、その解決策として「認証ADR」という仕組みがあるので、これを積極的に活用することが望まれる。

この仕組みは、裁判による解決の場合弁護士費用や労力がかかって現実的ではないため、裁判所から「認証ADR」を受けている全国の弁護士会・司法書士会に所属する、弁護士または司法書士が仲介者になって、当事者双方の話し合いの労をとり、裁判によらない解決を図ろうとするものであって、少なくとも金銭的解決は保証

されている。

仮に職場復帰はできないとしても、この「認証ADR」を使うことによって、裁判外ではあっても雇った企業の責任を認めさせれば、二度と同じようなことができなくなる。

また、過去に「認証ADR」で解決した事実があれば、間違いなく労働基準局が介入することになるので、企業が受けるダメージは非常に大きいといえる。したがって、職場で虐待など不愉快な問題が生じた場合は、この「認証ADR」の仕組みを使って欲しい。

★「社会的虐待」とは、そしてどのように対応すべきか

「社会的虐待」とは、国際的な概念で、次のようなことを指している。

本来、社会と政府は、障害のある人とその家族の人権を保証し、健康で文化的な暮らしを送るための様々なニーズに応えるサービスを保障する義務を負っている。ところが社会と政府がこの義務を果たしていないため、障害のある人本人とその家族に『生きづらさ』が生じること、言い換えると、社会や政府の不作為によって、障害のある人とその家族に『生きづらさ』を強いている状態を「社会的虐待」という。

日本国憲法や国連の障害者人権条約、さらには障害者虐待防止法に照らしても、障害のある人とその家族が『生きづらさ』といった苦勞を背負い込む必要はないはずである。

この不当な『生きづらさ』に対して声を上げていくことが、障害のある人への不適切なケアや虐待を防止していくための取り組みであり、みんなで声を上げることによって、障害のあるお子さんの安心な将来が展望できるまで、スクラムを組んで新しい時代を築いていきたいと考える。

そのための「障害者虐待防止法」の取り組みを、全国津々浦々の地域に作って行きたいと考えている。

質疑応答

Q：県立施設では、全利用者に成年後見制度を利用するように指導しているが、どのようにお考えですか。

A：日本の成年後見制度が現状のままでは、障害者権利条約を批准することはできない。

成年後見制度の3つの類型(補助・補佐・後見)のうち、後見類型が国際的に全く評価されていない。「日本成年後見法学会」は、障害者権利条約を批准することに向けて、わが国の成年後見制度の改正、特に「後見類型」の廃止をやむなしと考えている。

国際的な支援の原則は、どんな人にも自分の事について意思決定する能力が備わっていると言うことが議論の出発点であるが、日本では現在に至るまで、意思決定支援の取り組みが全く行われてこなかった。

一人の後見人が、あらゆる事柄について代行意思決定をする、と決めつけてしまうような後見制度は日本だけである。

意思決定の内容に応じて、それぞれの専門分野の後見人が担当する世界レベルに上げていくことが必要であるし、その方向へ急速に向かっていくべきである。

以上